

川上村小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	働き方改革の目標に係る KPI	2
3	計画の期間	2
4	「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた本村の取組状況	3
5	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
	(1) 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底	4
	(2) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底	5
	(3) 働き方改革に向けた学校の意識醸成と自律自走	5
	(4) 校務の改善・効率化・明確化	6
	(5) 運動・文化部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減	7
	(6) P T A ・地域・関係諸団体との連携	7
	(7) 教職員の余白の時間の捻出、授業改善・効果的な教育活動の推進	8
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	9
	働き方改革に向けた自己の見直しと意識改革シート（様式）	9
	働き方改革に向けた自己の見直しと意識改革集計表（様式）	10
7	関係法令	11
	○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律	
	○長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	
	○川上村小・中学校における働き方改革推進のための基本方針	
	○川上村立小学校・中学校における教員職員の勤務時間の割振り実施要領(改訂)	
	○川上村「学校職員の勤務時間等に関する規程」	

川上村教育委員会

令和7年12月

1 計画の趣旨・現状

川上村教育委員会では、川上村の教育を更に充実・発展させていくための重要課題の一つとして、学校における働き方改革の推進を図ってきた。子供たちと真摯に向き合い、強い使命感と責任感をもって子供に力を付けようと尽力している教員が、子供たちに元気に笑顔で向き合い、教師の専門性や創造性を存分に発揮し、自身も豊かな教職人生を送りながら教員の資質向上を図ることに資する学校の働き方改革は極めて重要である。また、川上村が目指している子供主体の授業への転換や課題解決型の探究活動を深化させ、これからの未来を生きていく子供たちによりよい教育を実現させるためには、教員が勤務に余裕を持って子供に力を付ける教育活動を生み出す時間を確保するための、さらなる働き方改革が必要となる。

こうした中、これまでも教員の労働条件の悪化が報道等を通して取り沙汰されてきた。平成 29 年 4 月に文部科学省が公表した「教員勤務時間実態調査」により、教員の長時間勤務の実態は看過できない状況となっており、現在に至っている。川上村小・中学校においても平成 29 年 5 月の教職員 1 ヶ月一人あたりの時間外勤務時間の平均は、小学校 55.23 時間、中学校 65.22 時間で県の平均を下回ってはいたものの、学校間での取組みの差や教職員一人一人の差が大きく、国が残業の上限として示している月 45 時間以上の勤務時間を大幅に上回り、長時間勤務の実態は全国と同様に高い状況にあることが分かった。

2018 年（平成 30 年）の「働き方改革関連法」国会成立以降、川上村においては、平成 30 年 8 月に「川上村立小学校・中学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、令和 2 年 3 月に改訂した「川上村立小学校・中学校における教職員員の勤務時間の割振り実施要領」（平成 29 年 7 月）に基づき、令和 2 年 10 月には、中学校における適正な運動部・文化部活動の在り方を示すと共に、1 か月の時間外在校等時間は 45 時間以内として、教員の適正な勤務時間の運用について指導した。また、県のフレックスタイム制度導入に伴った「長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和 7 年 4 月）の施行により、「川上村学校職員の勤務時間に関する規程」を同年 12 月に公布した。

これらの取組により、川上村では一定の成果は現れてはいるものの、令和 6 年度の年間平均の時間外勤務時間は、小学校 49.1 時間、中学校 35.35 時間であるが、中学校においては、部活動が盛んとなる 5・9・10 月は45 時間を優に超える状況にあり、未だ長時間勤務は十分に改善されていないことから、教職員にとって「働きやすい」「働きがい」のある職場環境づくりが依然として求められている。

このような経緯を踏まえ、勤務時間の縮減に関わる基本的な考え方や運用上の留意点などを、すべての教職員が共有し、同じ目線で力を結集し働き方改革を推進していくために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 働き方改革の目標に係る KPI (Key Performance Indicator)

働き方改革は、教職員一人一人の意識と実践に委ねるところが大きい、「協働」の言葉の下、教職員が協力して目標を達成するための指標として達成年度及び達成値を設定した。

内容	目標	達成年度	達成値
(1) 時間外在校等時間の縮減	・現状回避のための時間外在校等時間	・令和8年度末	・1箇月の時間外在校等時間 60時間以内にする。
		・令和9年度末	・1箇月の時間外在校等時間 55時間以内にする。
		・令和10年度末	・1箇月の時間外在校等時間 50時間以内にする。
	・国の指針で定める上限時間の遵守	・令和11年度末	・【国の指針で定める上限時間】1箇月の時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間（1年間における1箇月時間外在校等時間：30時間）を遵守する職員を100%にする。
(2) 子供と向き合う時間の確保	・児童・生徒相談日の設置	・令和8年度末	・年3回計画する。
	・児童・生徒の生活アンケートの実施	・令和8年度末	・年3回実施する。
	・定時退校日の設置	・令和8年度末	・毎月2回、原則第一、第三水曜日に設置する。年間20回以上実施する。
(3) 中学校部活動・小学校課外活動における教員の負担軽減	・平日1日と土日どちらか1日を休養日とする部活動の顧問の割合	・令和9年度末	・小学校、中学校共に100%にする。(令和9年度より休日活動は地域展開)
(4) 教職員一人一人の主體的な取組の推進	・自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合	・令和10年度末	・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
(5) 教職員一人一人の働きがいの向上	・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	・令和8年度末	・高ストレス者の割合を50%以下まで減少させる。
	・仕事に対して働きがい(充実感・満足感・意欲等)を感じている教職員の割合	・令和10年度末	・「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか？」の肯定的な回答の割合を50%以上にする。

3 計画の期間

- ・令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
- ・「第2次川上村教育振興基本計画」の策定(令和9年度)に向けて、取組の追加・変更・見直しを行う。
- ・取組方針は、国の新たな動きや、目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、必要な取組の追加・変更・見直しを行う。(基本的に3年を期間に検証・見直しを行う。)
- ・「2 働き方改革の目標に係る KPI」については、令和9年度に改訂される「第2次川上村教育振興計画」、令和10年度に改訂される「川上村総合計画」を踏まえた目標を設定すること。

4 「学校と教師の業務の3分類」(文科省)を踏まえた本村の取組状況

※ ② 検討課題

「学校と教師の業務の3分類」(文部科学省)		現状と今後の対応
学校以外が担うべき業務	①登下校時の通学路における日常的な見守り ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	①農繁期は多くの村民の視界の中で登下校が成立、保護者が輪番制で安全パトロールを実施 ②夜間見回りセコムに依頼 補導時の対応未実施、今後検討 ③未実施、今後検討 ④CS コーディネーターが実施 ⑤未実施、今後検討
教師以外が積極的に参画すべき業務	⑥調査・統計等への回答(学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施) ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画) ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も検討) ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理(教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託も積極的に検討) ⑩校舎の開錠・施錠(副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進) ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮(地域住民等の支援や、輪番等を促進) ⑫校内清掃(児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を検討) ⑬部活動(部活動の地域展開・地域連携を促進)	⑥調査・統計の依頼を減らす(県教委が実施) ⑦村雇用の ICT 支援員が対応 ⑧村雇用の ICT 支援員が対応、委託業者がメンテナンスを実施 ⑨教師は授業等に付随して行う日常点検を実施、委託業者が管理 ⑩開錠・施錠は村雇用の庁務員が対応、警備はセコムに依頼 ⑪未実施、今後検討 ⑫未実施、今後検討 ⑬R9 より地域移行
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	⑭給食の時間における対応(食に関する指導については栄養教諭等) ⑮授業準備(教材印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進) ⑯学習評価や成績処理(採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進) ⑰学校行事の準備・運営(関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進) ⑱進路指導の準備(就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進) ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの協働等を促進)	⑭栄養教諭が実施 ⑮教員業務支援員が実施 ⑯中学校に採点システム「百問繚乱」を導入 ⑰村費雇用職員(庁務員、特別支援教育支援員、教員業務支援員が協働) ⑱未実施、今後検討 ⑲村雇用、教育支援センター支援員が対応

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

【取組の重点項目】

- (1) 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底
- (2) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底
- (3) 働き方改革に向けた学校の意識醸成と自律自走
- (4) 校務の改善・効率化・明確化
- (5) 運動・文化部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減
- (6) P T A・地域・関係諸団体との連携
- (7) 教職員の余白の時間の捻出、授業改善・効果的な教育活動の推進

(1) 勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 勤務状況の見える化の実施	① 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表 (R8 年度～)	○		
	② 業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況の総合教育会議への報告 (R8 年度～)	○		
	③ 川上村学校運営協議会での業務量管理・健康確保措置実施計画の実施内容の承認・実施状況の報告 (R8 年度～)	指・助	○	
	④ 保護者や地域に自校の教員の長時間勤務の状況を公開発信	指・助	○	
イ 勤務時間管理の徹底	① ICT の活用等による客観的・適切な計測 (含む遠足的行事 等)	指・助	○	
	② 勤務実態に基づく正確な時間記録の徹底	指・助	○	○
	③ 業務の持ち帰りを行わないことを徹底	指・助	○	○
	④ 「勤務時間上限方針」を踏まえた取組の推進	○	○	
ウ 学校閉庁日の設定	① 学校閉庁日の設定による休暇取得の促進	○	○	
エ 「児童・生徒相談日」の設置	① 「児童・生徒相談日」における早めの退校の促進	指・助	○	○
	② 年 3 回の計画	指・助	○	
オ 定時退校日及び退校時間の設定	① 毎月 2 回、原則第一、第三水曜日に設置、年間 20 回以上実施	指・助	○	○
	② 最終退校時間の設定・実施 (遅くとも 20 時まで等)	指・助	○	
	③ 勤務時間外での保護者等の連絡体制の整備 (留守番電話や SNS 等)	○	○	

(2) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進	① ストレスチェック・定期健康診断等の実施 *高ストレス者の割合・健康リスクの値の把握	○	○	
	② 所属長等の助言によるメンタルヘルスケアの推進	○	○	
	③ 教職員自らの健康管理と安全管理についての意識改革	指・助	○	○
	④ 長時間勤務者の報告による産業医等の面接による指導・助言	○	○	
	⑤ 心身の健康相談窓口等の設置と効果的な活用の推進	○	支援	
	⑥ メンタルヘルスに関する研修の実施	○	支援	
イ 効果的な勤務時間の割振	① 必要に応じた時差出勤の活用と、効果的な勤務時間の割り振りの検討・実施	指・助	○	
ウ 勤務時間内の「休憩」の検討・実施	① 睡眠時間の確保等、勤務時間内の「休憩」の確保の趣旨の浸透	○	○	
	② 勤務時間内の「休憩」の確保のための校内体制の検討・実施	○	○	

(3) 働き方改革に向けた学校の意識醸成と自律自走

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 学校の主体的な取組の推進	① OJT（ワークショップ等）の実施	○	○	○
	② PDCA サイクルによる検証と改善		○	
イ 管理職のマネジメント力の向上リーダーシップの発揮	① 管理職対象の働き方改革に係る研修会の実施		○	
	② 主幹指導主事・指導主事等の学校訪問時の指導・助言		○	
	③ 所属職員の在校等時間等の適切な把握	指・助	○	
	④ 自校の重点目標や経営方針に働き方改革の内容の明記	指・助	○	
	⑤ 校長のリーダーシップによる教職員の教育活動企画力の向上と取組		○	
	⑥ 校務分掌の業務内容や取組の改善	指・助	○	
	⑦ 学校の働き方改革に関する観点の学校評価への位置付け	指・助	○	
	⑧ 学校評価に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画への反映	指・助	○	
	⑨ 所属職員の主体的な取組を促し、働きやすさと働きがいの両立する職場づくりを推進	指・助	○	

ウ 一人一人の教職員による働き方の見直しと意識改革	① 教職員へ取組方針を周知し、働き方改革の目的や取組を確認	指・助	○	○
	② 教職員間での課題意識の共有と、削減する業務の精選	指・助	○	○
	③ 長時間勤務の縮減や業務改善の観点を自己記録 * (様式)	指・助	○	○
	④ 自身の働き方を見つめ直し、自分事として働き方改革の取組を実行 *「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか？」の発問	指・助	指・助	○

(4) 校務の改善・効率化・明確化

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 業務の役割分担の見直しと適正化	① これまで学校・教師が担ってきた3分類の業務についての見直しと適正な取組の推進 【P3「学校と教師の業務の3分類」現状と今後の対応】 ③・・・学校徴収金の対象範囲や徴収手続き等の精査を進める ⑤・・・教育委員会に直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が本村の弁護士を活用できる環境を整備する ⑪・・・学校運営協議会で地域ボランティア等による見守りの仕組みを検討する ⑫・・・学校運営協議会で地域ボランティア等による清掃指導の仕組みを検討する ⑬・・・校務分掌に担任以外の職員の配置を検討する	○	○	
イ 行事・会議等の精選・重点化	① 学校行事・会議の精選と見直し	指・助	○	
	② 校務分掌・係会等の組織の統一や見直しと業務の効率化	指・助	○	
ウ 教育委員会が主催する会議・研修会の見直し	① 会議の精選やオンラインとの併用による効率化	○		
	② 研修報告書等の簡素化	○		
エ ICT等を活用した業務改善	① 統合型校務支援システムを活用した学校事務の効率化	指・助	○	○
	② チャット機能の活用(校内の連絡・情報共有・データ配付等)	指・助	○	○
	③ 共同編集やアンケート機能の活用(日程調整や集計、資料作成)	指・助	○	○
	④ e-ラーニング等によるオンデマンド型研修会の推進	指・助	指・助	
	⑤ 会議や研修の目的にあわせたオンラインの活用	指・助	○	
	⑥ ICTの効果的な活用(教材等の共有化、デジタル教材の活用、小テストの作成・採点及び評価等)	指・助	○	○
	⑦ 校務DXを通じた働き方の改善	指・助	○	○

オ 外部人材の確保・活用	① SC、SSW、業務支援員、ICT 支援員等の活用	○	○	
カ 若い教員のサポート	① 管理職や中堅教・ベテラン教員の声かけや、教材の共有、OJT による若い教員の育成	指・助	○	○
キ 事務職員と教員の連携・協働の推進	① 学校運営における事務職員の専門性を生かした教員との連携・協働（事務職員）	指・助	○	○

(5) 運動・文化部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 休日の部活動の地域展開	① 休日部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の促進	○		
	② 地域クラブ活動の指導者の配置促進	○		
イ 部活動指導員等外部人材の活用	① 部活動指導員の確保と配置	○	○	
ウ 「運動・文化部活動の方針」の遵守	① 「運動・文化部活動の方針」の策定・公表	○	○	
	② 「運動・文化部活動の方針」に基づいた、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成	指・助	○	
	③ 指導・運営に係る体制の構築	指・助	○	
	④ 合理的・効率的・効果的な活動の推進（中-運動・文化部活動、小-課外活動）	指・助	○	○
	⑤ 毎週水曜日の放課後の部活動は、通年、休養日。学校の休業日（学期中の週末を含む）は、通年、土日いずれかの半日程度、長期休業中は、休業期間の3分の2を休養日、定期テスト前の3日間は休養日。	指・助	○	
	⑥ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の運動部活動は原則として行わない。（中-運動・文化部活動、小-課外活動）	指・助	○	○
	⑦ 参加する大会や練習試合、コンクール等の見直し（中-運動・文化部活動、小-課外活動）	指・助	○	○
	⑧ 中体連等の関係機関に対する「学校部活動等に関する総合的なガイドライン」の徹底要請	○		

(6) P T A ・ 地域 ・ 関係諸団体との連携

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進	① 学校運営協議会等を通じた、教職員の働き方をサポートするための連携・協働した取組の実施	指・助	○	
	② 学校職員以外の地域学校協働活動推進員等による地域人材等との連絡・調整役の設置	○	○	
	③ 地域人材によるボランティアの活用	指・助	○	
イ P T A ・ 保護者 ・ 地域への発信	① P T A 総会、学校関係者評価委員会等で、自校の働き方改革の取組を説明	指・助	○	
ウ 関係諸団体との連携	① 関係諸団体が主催する会議、研修、調査、大会、出品等の削減や縮減に向けた働きかけ	○	指・助	

(7) 教職員の余白の時間の捻出、授業改善・効果的な教育活動の推進

具体的な取組内容		取組の主体		
		地教委	学校	教職員
ア 教育課程の工夫・改善	① 日課表や授業時数の工夫・見直し等の積極的な取組を実施	指・助	○	
イ 小学校教科担任制の拡大	① 教師の専門性を生かした小学校教科担任制、及び小中一貫教育による中学校職員の小学校への乗り入れ授業	指・助	○	
ウ チーム支援の充実	① 学級運営や事案対処に複数人で対応する体制づくりの検討	指・助	○	○

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教職員の働き方改革に向けた意識改革の状況を把握し（様式）、毎年度、各学校の HP で公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校時間等に係る目標の達成状況については、各学校で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り調査を行い指導する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画を周知するとともに、管理職マネジメント等に関する研修を実施する。
- (5) 各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的内容について協力を得られるよう取り組む。

(1) -1 働き方改革に向けた自己の見直しと意識改革シート (様式)

(様式)

Sample

川上村教育委員会

働き方改革に向けた自己の見直しと意識改革支援シート

学校名 川上第一小 学校 氏名 Sample A教諭
 年3回 2 学期分 8 年 12 月 22 日

1 Self Check (3) -C-③による 記入後、教頭に提出。

自己評価：A 確実に実施 B やや実施 C 実施不十分 D 実施なし

番号	項目No.	業務量管理・健康確保措置の内容	自己評価
1	(1) -イ-②	勤務実態に基づく正確な時間記録の徹底	B
2	(1) -イ-③	業務の持ち帰りを行わないことを徹底	C
3	(1) -エ-①	「児童・生徒相談日」における早めの退校の促進	B
4	(1) -オ-①	定時退校：毎月2回、原則第一、第三水曜日に設置、年間20回以上実施	C
5	(2) -ア-③	教職員自らの健康管理と安全管理についての意識改革	C
6	(3) -ア-①	OJT (ワークショップ 等) の実施	C
7	(3) -ウ-①	働き方改革の目的や取組を確認 (自覚)	B
8	(3) -ウ-②	教職員間での課題意識の共有と、削減する業務の精選	C
9	(3) -ウ-④	あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか？	C
10	(4) -エ-①	統合型校務支援システムを活用した学校事務の効率化	C
11	(4) -エ-②	チャット機能の活用 (校内の連絡・情報共有・データ配付 等)	C
12	(4) -エ-③	共同編集やアンケート機能の活用 (日程調整や集計、資料作成)	C
13	(4) -エ-⑥	ICTの効果的な活用 (教材等の共有化、デジタル教材の活用、小テストの作成・採点及び評価等)	B
14	(4) -エ-⑦	校務DXを通じた働き方の改善 (意識改善)	C
15	(4) -カ-①	管理職や中堅教・ベテラン教員の声かけや、教材の共有、OJTによる若い教員の育成	B
16	(4) -キ-①	学校運営における事務職員の専門性を生かした教員との連携・協働 (事務職員)	
17	(5) -ウ-④	運動・文化部活動の合理的・効率的・効果的な活動の推進 (中-運動・文化部活動、小-課外活動)	B
18	(5) -ウ-⑥	1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度。放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の運動部活動は原則として行わない。(中-運動・文化部活動、小-課外活動)	B
19	(5) -ウ-⑦	運動・文化部活動 参加する大会や練習試合、コンクール等の見直し (中-運動・文化部活動、小-課外活動)	B
20	(7) -ウ-①	学級運営や事案対処に複数人で対応する体制づくりの検討	C

設問回答数 確実に実施 やや実施 実施不十分 実施なし
 19 A 0 B 8 C 11 D 0

2 自己所見

- ・3学期は、業務の持ち帰りをしないように努力する。
- ・3学期は、C4thの活用を増やす。

(1) -2 働き方改革に向けた自己の見直しと意識改革集計表（様式）

(様式)

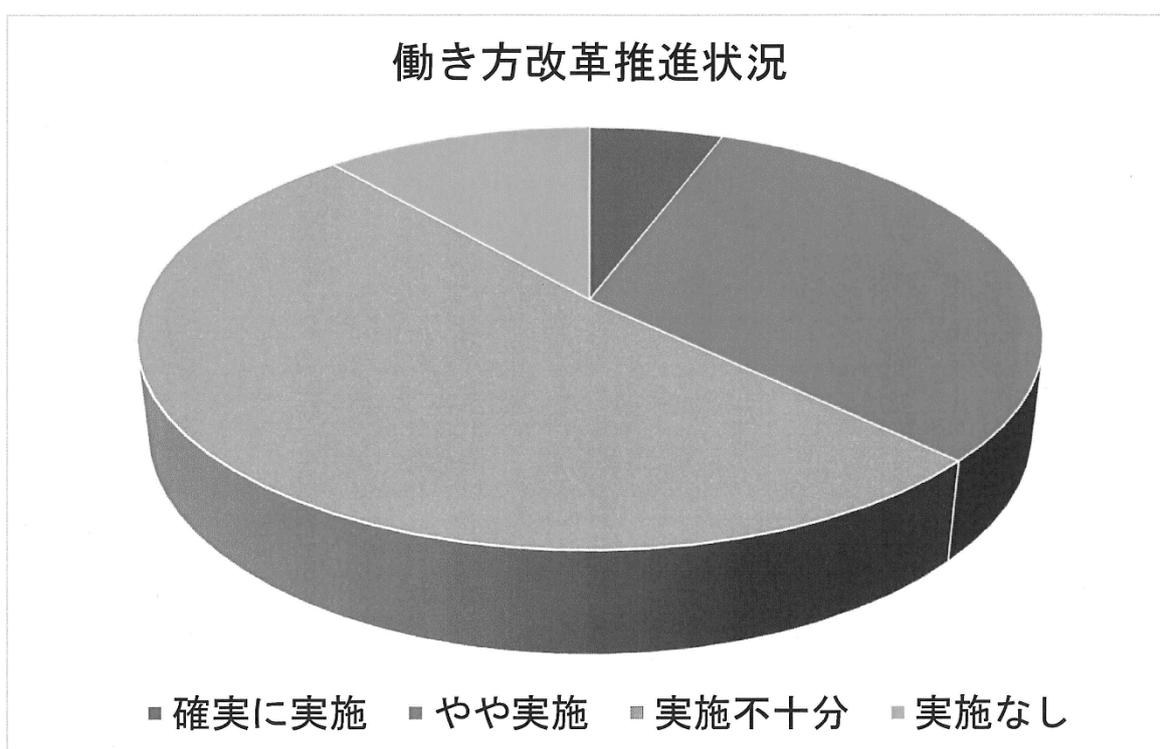
Sample

川上村教育委員会

働き方改革に向けた自己の見直しと意識改革支援シート・集計表

学校名	川上第一小	学校	回答職員数	2	名			
年3回	2	学期分	8	年	12	月	25	日

1 集計グラフ



2 回答集計数

設問回答数	確実に実施	やや実施	実施不十分	実施なし
35	A 2	B 11	C 18	D 4
	5.71%	31.43%	51.43%	11.43%

- ・結果集計後村教委に提出
第1回〆切 8/15 第2回〆切 1/10 第3回〆切 3/25
- ・本シートの行・列・数式・グラフの書式の変更は行わないこと

7 関連法令

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年4月1日施行）

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

○「長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和7年4月）

第3 長野県教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を、1月について45時間、1年について360時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

2 長野県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に所定の勤務時間以外の時間に教育職員が業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内となるよう当該教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について前項に規定する時間を含め100時間未満

(2) 1年について前項に規定する時間を含め720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外在校等時間の1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6月

○「川上村小・中学校における働き方改革推進のための基本方針」（平成30年8月1日）

改訂（令和2年10月）

1 目標

すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校組織と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、時間外勤務の縮減に向けて業務改善を図る。

2 現状・課題

平成29年4月に文部科学省が公表した「教員勤務時間実態調査」の結果から、教員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっている。村内小・中学校における平成29年5月の教職員1カ月一人あたりの時間外勤務時間の平均は、小学校55.23時間、中学校65.22時間で、県平均を下回っているものの学校間での取組みの差や、教職員一人ひとりでも差があるなど課題は多い。長野県教育委員会は平成29年11月に信州発スクールイノベーション「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定した。当村においても県の方針により、小・中学校の課題を整理し対策を講ずるものとする。

3 具体的な取組み

(1) 学校・教員が担うべき業務を明確にし、業務の削減や分業化、協業化を進める。

ア 会議の精選と効率化

イ 勤務時間外の会議の禁止

ウ 学校が担う業務の分業化と専門スタッフの活用

エ コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校・家庭・地域等が連携して協業化できる体制の構築

オ 部活動の学校合同チームによる練習環境の整備

(2) 学校・教員が担うべき業務の効率化、合理化を進める。

- ア 統合型校務支援システムへの対応を検討
 - イ ICT の整備と活用の推進
- (3) 「勤務時間」を意識した働き方を進める。
- ア ICT やタイムカードなどの活用による、勤務時間の適正な把握と管理
 - イ 目標を設定した時間外勤務時間の縮減
 - ウ 週日課、月歴の工夫による時間外勤務時間の縮減
 - エ 持ち帰り仕事の禁止
 - オ 週1回以上の「定時退庁日」の設定
 - カ 「勤務時間の割振り」の着実な運用
 - キ 時間外の留守番電話での対応の検討
 - ク 長期休業期間における学校閉庁日の設定
- (4) 中学校における適正な運動部・文化部活動を進める。
- ア 川上中学校運動部活動の方針（平成31年4月策定）に沿い運動部活動を行う。小学校段階の課外活動についても、本方針に準ずることとする。
 - イ 川上中学校文化部活動の方針（令和元年12月策定）に沿い文化部活動を行う。小学校段階の課外活動についても、本方針に準ずることとする。

○「川上村立小学校・中学校における教員職員の勤務時間の割振り実施要領」（平成29年7月）
改訂（令和2年3月2日）

第1 趣旨

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年3月29日条例第9号）第2条第8項の規定に基づき、川上村立小学校・中学校における教員職員の勤務時間の割振り（以下「勤務時間の割振り」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

「長野県学校職員の給与に関する条例」（昭和29年3月12日条例第2号）第2条第1項第5号に規定する教員職員である者を対象とする。

第3 勤務時間管理の対象

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行って時間として外形的に把握することができる時間を在校等時間とし、勤務時間管理の対象とする。具体的には、教育職員が在校している時間を基本とし、次の①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。

①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間。

②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間。（但し、自己申告による。）

③休憩時間

第4 在校等時間の上限

1か月の時間外在校等時間は、45時間以内とする。また、1年間の時間外在校等時間は360時間以内とする。但し、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間は100時間未満、1年間の時間外在校等時間は720時間以内とする。なお、連続する複数月の平均時間外在校等時間は80時間以内、かつ、時間外在校等時間が45時間を超す月は年間6か月までとする。

第5 勤務時間の割振り単位

勤務時間を割振る場合の単位は1時間とする。また、第3項①の泊を伴う引率等の職務については、1泊につき4時間を単位として割振りを行うものであること。

第6 勤務時間の割振り方法

学校長は、所属職員に対し、対象業務について割振りを行う必要がある場合、4週間前までにその日時を特定し、当該業務を行う日の属する週を含む4週間の期間を定めて、次の要件が満たすように勤務時間を割振ること。

- 1 勤務時間が割振られた日が引き続き12日を超えないようにすること。
- 2 1日の勤務時間は、3時間45分以上16時間以内とすること。
- 3 午後10時から翌日午前5時までは割振り対象としないこと。
- 4 1日の勤務時間が6時間以上の場合は45分、8時間以上に及ぶ場合は1時間以上の休息を勤務時間中に設けること。
- 5 学校運営上、支障がないよう十分留意すること。
- 6 勤務日における勤務時間は連続する時間となるよう割振ること。

第7 勤務時間の割振り簿

- 1 学校長は、勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ勤務時間の割振り場（別紙様式）（以下「割振り簿」という。）に所要事項を記載し、速やかに職員の確認を得ること。
- 2 割振り簿は、5年間保存するものであること。

○川上村「学校職員の勤務時間等に関する規程」

令和7年12月17日
教育員会訓令 第1号

（趣旨）

第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第26号）の規定に基づき、学校に勤務する常勤の職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された職員（以下「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

（週休日及び勤務時間）

第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定める。また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めることができる。

2 学校職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、育児短時間勤務等の内容に従い校長が定める時間とする。また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分から31時間までの範囲内

で校長が定める時間とし、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあっては、31時間までの範囲内で校長が定める時間とする。

- 3 校長は、学校職員について、学校職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を別に定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項にかかわらず、学校職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第2項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を別に定めることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を定めるものとする。

(週休日等の割振りの変更)

第3条 週休日の振替、勤務時間を割り振らない日(第2条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替及び半日勤務時間の割振りの変更については、校長がこれを行うものとする。ただし、週休日の振替、勤務時間を割り振らない日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更を行った後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(休憩時間)

第4条 学校職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分とする。

(勤務時間等の開始及び終了の時刻)

第5条 勤務時間並びに休憩時間の開始及び終了の時刻は、校長が定める。

(勤務時間の割振りの変更)

第6条 第2条の規定を適用する場合において、学校運営上必要なときは、これらの規定にかかわらず、校長は、1週間につき38時間45分以内の勤務時間を、1回の勤務に割り振られた勤務時間が16時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分を超えて割り振ることができる。

(業務量の適切な管理)

第7条 教育委員会は、学校職員のうち公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(給特法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、給特法第7条に規定する指針に基づき業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第16項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、学校職員の勤務時間等に関する規程第1条及び第2条の規定を適用する。